

# ○男鹿地区消防署長の権限に属する事務の 委任に関する規程

昭和49年1月1日  
消本訓令 第6号

改正 昭和61年3月29日 消本訓令 第2号  
平成元年3月31日 消本訓令 第2号  
令和2年3月30日 消本訓令 第2号  
令和4年4月1日 消本訓令 第5号

(目的)

**第1条** この規程は、男鹿地区消防本部等処務規程（昭和48年消本訓令第3号）中の消防署長の権限に属する事務のうちその一部を委任し、又は補助執行させることについて定めることを目的とする。

(消防署の副署長に対する委任)

**第2条** 次の各号に掲げる事務を消防署副署長に委任する。

- (1) 所定又は定例に関すること。
- (2) 本署員の事務分掌に関すること。
- (3) 本署員の招集に関すること。
- (4) 消防車、救急車の使用に関すること。
- (5) 特別警戒に関すること。
- (6) 本署員の勤務割及び部隊編成に関すること。
- (7) 消防機械の燃料等の出納に関すること。
- (8) 本署員の服務規律に関すること。
- (9) 住民の諸届の軽易なことの処理に関すること。

(代決)

**第3条** 副署長が不在又は事故があるときは、班長がその職務を代決することができる。

2 代決した事項は、事後直ちに後閲を受けなければならない。

(代決の制限)

**第4条** 次の各号に該当の一に該当するときは、代決をすることができない。ただし、あらかじめその処理について指示を受けたもの又は緊急を要するものについては、このかぎりでない。

- (1) 異例に属し、又は将来に重要な先例となるべきもの
- (2) 紛議論争のあるもの又は処理の結果紛争のおそれのあるもの

- (3) 疑義にわたるもの及び合議のととのわないもの
- (4) その他事件が重要であり上司の決裁を受ける必要があると認めるとき。

(警備計画)

**第5条** 副署長は、次に掲げる種別に応じて消防署警備計画を立てなければならない。

- (1) 火災警報発令時の警備計画
- (2) 断水時の警備計画
- (3) 特殊建物防御計画
- (4) その他必要な警備計画

2 副署長は前項の計画を立てたときは、消防署長に提出し、承認を得なければならない。

(補則)

**第6条** この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、昭和49年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年消本訓令第2号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (平成元年消本訓令第2号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年消本訓令第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年消本訓令第5号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。